



【注意事項】 ※大切な内容ですので、必ずお読みください。

＜雇用主(担当者)の方へ＞

- ・この証明書は、保育認定及び保育施設等の利用調整時の重要な資料となるため、就労先の担当の方が事実のとおりにご記入ください。
- ・和泉市ホームページに、本様式の記載要領や記載例を掲載していますので、参考にしてください。
- ・記入漏れなどがある場合は、和泉市から問合せすることがあります。
- ・虚偽の記載を行った場合は、保育施設等の利用申込及び利用、保育認定を取り消す場合があります。
- ・証明書の内容について、就労実態を調査することがあります。
- ・枠内において、不備の箇所等があると受理できない場合があります。
- ・就労時間は、休憩時間を含む労働基準法に基づく契約上の正規の時間をご記入ください。
- ・育児休業は、法律(育児・介護休業法)に基づいて取得できる休業に限らず、法人独自の就業規則に基づいた休業も含まれます。

＜保護者の方へ＞

- ・保育認定には1ヶ月あたり休憩時間を含み64時間以上の就労が必要です。
- ・記載事項確認のため、就労先に問い合わせをする場合があります。
- ・きょうだいがいる場合、人数分の提出が必要です。(原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可)
- ・勤務予定または育休復帰予定の場合、就労開始(育休復帰)後に証明書の再提出が必要です。
- ・次の場合も就労証明書の再提出が必要です。(転職した時・就労条件が変わった時・雇用期間が延長した時 等)

(就労時間が120時間未満で、標準時間認定を希望する方へ)

- ・下記に通勤時間の記入をお願いします。

就労先への通勤時間(児童の送迎を含む)【                  時間                  分(片道)】

- ・通勤時間によっては、標準時間では認定できない場合があります。

その他ご不明な点がありましたら、和泉市こども未来室幼保運営担当(0725-99-8137)までお問い合わせください。